

第七十二回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第三十四号

昭和四十九年五月二十四日(金曜日)
午後一時三十分開議

出席委員

委員長 徳安 實蔵君

理事 加藤 陽三君

理事 野呂 恭一君

理事 大出 俊君

理事 大石 千八君

近藤 鉄雄君

竹中 修一君

旗野 進一君

藤尾 正行君

吉永 治市君

和田 貞夫君

受田 新吉君

出席閣務大臣

内閣 大 臣

(内閣官房長官)

内閣 大 臣

(総務府総務長官)

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

内閣審議官

内閣審議官

人事院総裁

人事院事務総局

給与局長

委員外の出席者

議 員

内閣委員会調査室長

小宮山重四郎君

本田 敬信君

委員の異動
五月二十四日
辞任
越智 伊平君
藤尾 正行君
和田 貞夫君

補欠選任
田中 覚君
戸井田三郎君
細谷 治嘉君

同日
辞任
田中 覚君
戸井田三郎君
細谷 治嘉君

補欠選任
越智 伊平君
藤尾 正行君
和田 貞夫君

五月二十四日
内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出、衆法第四二二号)

同日
同(山中吾郎君紹介)(第七〇四八号)

同(村田敬次郎君紹介)(第七一五九号)

同(靖国神社の国家管理反対に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第七〇四七号)

同(坂本恭一君紹介)(第七一三五号)

同(吉田法晴君紹介)(第七一三六号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第七一七六号)

同(小林信一君紹介)(第七一七八号)

同(土井たか子君紹介)(第七一七九号)

同(廣瀬秀吉君紹介)(第七一八〇号)

同(福岡義登君紹介)(第七一八一号)

同(堀昌雄君紹介)(第七一八二二号)

同(吉田法晴君紹介)(第七一八三三三号)

金錫敷章叙賜者の処遇に関する請願(森喜朗君

紹介)(第七〇四九号)

横田基地の撤去等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七一〇〇号)

同(金子満広君紹介)(第七一〇一〇号)

旧軍人恩給等の改善に関する請願外三件(橋橋進君紹介)(第七一八四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外一名提出、衆法第四二二号)

国土総合開発庁設置法案(内閣提出、第七十一回国会附法第三三三三号)

公務員の給与に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きます。
おはかりいたします。

ただいま付託になりました小宮山重四郎君外一名提出に係る内閣法の一部を改正する法律案を議題とするに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小宮山重四郎君外一名提出に係る内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。

内閣法(昭和二十二年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十九人」を「二十人」に改め

る。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○徳安委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山議員 ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

最近の行政事務は、社会情勢を反映して、ますます複雑、多様化の傾向を強めております。これに的確に対処するには、内閣の機能を充実、強化する必要があります。この際、閣務大臣の定数を一人増加して二十人としたい存するわけであります。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、本案について、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。二階堂官房長官。

○二階堂閣務大臣 政府としては異議はございません。

○徳安委員長 これより質疑に入ります。

本案に対し別に質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入ります。

討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

小宮山重四郎君外一名提出に係る内閣法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 内閣提出、第七十一回国会開法第二三三号、国土総合開発庁設置法案を議題といたします。

本案につきましては、去る十七日、すでに質疑を終了いたしております。

○徳安委員長 ただいま委員長の手元に小宮山重四郎君より本案に対する修正案が提出されております。

国土総合開発庁設置法案に対する修正案
国土総合開発庁設置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

国土庁設置法

本則及び附則中「国土総合開発庁」を「国土庁」に、「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に、「国土総合開発庁長官」を「国土庁長官」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に、「国土総合開発事務次官」を「国土事務次官」に改める。

第三条中「国土の均衡ある発展」を「国土を適正に利用することにより健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」に、「国土の総合開発」を「国土」に改める。

第四条中第六号を削り、第五号を第六号とし、

第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を次のように改める。

一 国土の適正な利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

第四条第九号中「総合開発」を「利用」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 国土の利用に関する総合的かつ基本的な計画（北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画を除く。）について調査及び実施の調整を行なうこと。

第四条第二十二号中「テ」を「エ」とし、「エ」を「コ」とし、エの次に次のように加える。

テ 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律（昭和四十八年法律第六十一号）

第四条第二十二号中「フ」を「コ」とし、「ケ」を「マ」とし、マの次に次のように加える。

マ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第八十八号）

第五条第一項中「計画・調整局」を「計画・土地局」に改める。

第五条第二項中「ケからコまで」を「フからテまで」に改める。

第五条第三項中「計画局」を「計画・調整局」に、「規定する事務、同条第九号に規定する事務（調整局の所掌に属するものを除く。）を、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号に規定する事務」に、「及びこれらの」を「並びにこれらの」に改める。

第五条第四項を削り、同条第五項中「土地・水資源局」を「土地局」に、「第六号、第七号」を「第二号」に、「オからマまで」を「オ及びク」に改

め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 水資源局においては、前条第七号に規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち同号からケまでに掲げる法律に係る事務及びこれらの事務の実施に關連して必要な同条第二十三号に規定する事務をつかさどる。

第五条第六項中「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号」に改める。

第五条第七項中「第三号及び第五号」を「第四号及び第六号」に、「エ及びテ」を「ア及びサ」に改める。

第七条第二項中「国土の総合開発を図るため」を「国土庁の所掌事務を遂行するため」に改め、同条第三項中「国土の総合開発に関する」を「国土に関する行政の総合的推進に係る」に改め、同条を第六条とする。

第八条第三項中「調整局及び地方振興局」を「計画・調整局及び土地局」に改め、同条を第七条とする。

附則第一条中「昭和四十八年七月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二条を削る。

附則第三条中第七条第四項の改正に関する部分

を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条のうち第十八条の表の改正規定中「国土総合開発庁設置法（昭和四十八年法律第

号）」を「国土庁設置法（昭和四十九年法律第

号）」に改め、附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条のうち第四条第十七号の次に一号を加える改正規定中「電源開発促進法（昭和二十

附則第七条のうち第四条第一項の改正規定中「第一項中」を「第二項」に、「第十一号の三」を

「市計画区域内」に改め、同号を同項」に、「第十一号の四」を「同項中第十一号の四」に改める。

附則第七条のうち第九号の改正規定中「第九号中」を「第九号」に、「第十八号」を「同条第十八号中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改め、同号を同条」に、「第十九号」を「同条第十九号」に改め、附則第七条を附則第六条とする。

附則第八条を附則第七条とし、附則第九条から附則第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十七条のうち第七号、第八号及び第十二号の改正規定中「第八号第五項並びに第十二号第二項」を削り、附則第十七条を附則第十六条とする。

附則第十八条を附則第十七条とし、附則第十九条から附則第二十八号までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十九条のうち本則及び別表の改正規定中「及び別表」を削り、同条を附則第二十八条とする。

附則第三十条を附則第二十九条とし、附則第三十一条を附則第三十条とし、附則第三十二条を附則第三十一条とする。

附則第三十三条のうち第二十号の改正規定中「国土総合開発庁土地・水資源局」を「国土庁土地局」に改め、附則第三十三条を附則第三十二条とする。

附則第三十四条を附則第三十三条とし、附則第三十五条から附則第四十七号までを一条ずつ繰り上げる。

附則第五十条を附則第五十五条とし、附則第四十九号を附則第五十四号とし、附則第四十八号第一項中「小笠原諸島復興特別措置法」の下に、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律」を加え、同条を附則第五十三条とし、同条の前に次の六条を加える。

附則第五十三条とし、同条の前に次の六条を加える。

(奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七條 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、第六項及び第七項中「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(工業再配置・産業地域振興公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十八條 工業再配置・産業地域振興公団法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の三の改正規定中「国土総合開発庁長官」を「国土庁長官」に改める。

附則第二十三條を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第二十三條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号の次に次のように加える。

キ 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)

第五條第二項中「テまで」の下に「及びキ」を加え「及び他の局」を「並びに他の局」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第四十九條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を次のように改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第六條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号イを次のように改める。

イ 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九号)

第四條第二十二号中キをエとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノ

の次に次のように加える。

オ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二十五号)

第五條第二項中「フからテまで及びビ」を「コからアまで及びユ」に改め、同条第三項中「法律に係る事務」の下に「(国土利用計画法に係るものに限る。及び同号に掲げる法律に係る事務)」を加え、同条第四項中「オ及びク」を「イに掲げる法律に係る事務(計画・調整局の所掌に属するものを除く。並びにク及びヤ)」に改め、同条第五項中「ヤからケまで」を「マからフまで」に改め、同条第七項中「ア及びサ」を「サ及びビ」に改める。

(総合研究開発機構法の一部改正)

第五十條 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條中「第四條第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)」を加える。」を削る。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十一條 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第五十二條 水源地域対策特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

○徳安委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 ただいま議題となりました国土総合開発庁設置法案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、近く制定の運びになると思われ、国土利用計画法の趣旨にかんがみ、国土総合開発庁の名称、任務、所掌事務及び権限等を修正しようとするもので、その第一は、同庁の性格をより適確にあらわすため、庁の名称を国土庁に改めようとするものであります。

第二は、同庁の任務を「国土庁は、国土を適正に利用することにより健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図り、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与するため、国土に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。」ことに改めようとするものであります。

第三は、同庁の任務を改めることとしたことに伴い、その所掌事務及び権限について、その条項の第一号を「国土の適正な利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。」に改め、関連する各号について所要の整理を行なうとともに、国土庁長官の権限についても所要の整理を行なうこととするものであります。

第四は、同庁の内部部局のうち、計画局と調整局を統合して計画・調整局とし、土地・水資源局と水資源部を置くこととしている規定を削除するとともに、同部を設置するための国家行政組織法の改正規定も削除することとしております。

第五は、同庁の設置に伴い、国務大臣を一人増員するための内閣法の改正規定を削除しようとするものであります。

第六は、この法律の施行期日につきまして、原案の「昭和四十八年七月一日」を「公布の日」に改めようとするものであります。

そのほか、所要の規定の整備等を行なうこととしております。

以上が修正案の趣旨であります。よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○徳安委員長 これより討論に入ります。

原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 私は、日本共産党・革新共同を代表しまして、本案及び修正案に反対の討論を行ないます。

本修正案は、従来の国土政策をすべて引き継いだ国土総合開発法を推進するための機構上の保障、その所管官庁として国土総合開発庁を新設することにして、四党の折衝により、国総法が国土利用計画法に变身した関係で、国土庁設置法案と名称を変えて提出されたものであります。

同法案が、国土利用計画法との関係で国土庁と名称を変え、表現を改めたところで、それが行なう事務事項や、同庁が処理、運営する法律の内容は、高度経済成長推進の役割をになったものと本質的に変わらないものであります。

所管について、国土庁になっても、同庁の任務として、これまで経済企画庁、建設省、自治省などへ分かれていた国土総合開発の諸計画を一本化して取り組むことがめざられており、これまで大資本本位の開発を進め、公害、自然破壊、地価高騰、住宅、過密過疎問題の激化など、今日の荒廃を導いた大企業本位の国土開発に活用されてきた現行国土総合開発法や新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法など、国土開発法とこれに基づく諸法、諸計画法と国土利用計画法が結びつけられる主管庁となることは明らかであります。

三

国土利用計画法は、国総法案の国土総合開発計画を国土利用計画と言いかえていますが、そこで肝心の全国計画は、列島改造構想に執念を燃やしている田中内閣に、その具体的計画の策定を事実上白紙一任されることになっていきます。

十六日のNHKテレビ番組の田中総理の発言が問題となりましたが、本内閣委員会においても、先般わが党の議長議員の質問に答えて田中総理は、「国土総合開発法の目的とする相当部分が国土利用計画法なるものに盛り込まれている」ということをもって、おおむね満足をおとるということとございします。」と答へ、また、国総法の名称が変わっただけだという発言についての答弁として、「自由民主党の所属議員で建設委員会に所属をしておられる諸君が私のところへ来て、これは名を捨てて実をとったようなものでございしますから、そういうことで御理解をいただきたい、こう言っているから、それをオウム返しに述べておることとございまして、私の人間のすなおさがそういうふうな表現をした、こう理解をしていただきたい。現行法として残る国土総合開発法もあるわけとございしますから、これらの問題、その他諸法規、諸法令とあわせて政府の責任を果たしてまいりたい」ととてございします。」と述べています。

したがって、この全国計画には、自由民主党政府がすでに決定し、推進している新全国総合開発計画など、大企業本位の国土開発計画の自身が持ち込まれることは必ずであります。

機構においても、国土庁に移される部局は、経企庁の総合開発局など、これまで新全国総合開発計画などの国土総合開発計画を立案、作成してきた経企庁総合開発局の仕事を全面的に移管するものであります。名称が国土庁に変わっても、その構想や機構は、ほぼ同じであり、「国土総合開発庁」から「総合開発」ということばを抜いただけで、国土総合開発庁設置法の最初の構想が全体に流れている列島改造を推進するための官庁であることは、いささかも変更ありません。

政府の大資本奉仕の総合開発計画をそのままに

して、諸機構を一本化しても、かえってより強力に、一そう効率的に大資本本位の総合開発を進める結果となる危険があり、日本共産党・革新共同は、以上のような理由から、本修正案に強く反対を表明し、討論を終わります。

○徳安委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 私は、公明党を代表して、国土総合開発庁設置法案及び修正案に対して反対の討論を行ないます。

さきに、日本共産党・革新共同を除く与野党の合意に基づいて、国土利用計画法が衆議院で議決されました。

これは、現在の地価の高騰が国民生活に与える影響が大きいことにかんがみ、地価の急騰を抑制し、安い土地を供給することを目的としてつくられたものであり、また、これまでの国土開発が産業優先の立場から行なわれたため、環境の破壊、公害の発生等を生ぜしめ、国民生活に重大な影響を与えているのを、福祉優先の立場から是正するため、与野党の合意のもとに立案されたものであり、まして、これは日本列島改造を推進しようとしている田中首相の国総法とは全く異質なものであり、その意味においては、国民的視野に立つて大いに評価できるものであります。

しかし、その国土利用計画を推進する器としての国土総合開発庁設置法案に対する修正案は、その部分的問題をとりえたときには、それなりの評価ができるとしても、昭和二十五年度の国土総合開発法及び新全総その他問題のある部分の法律が受け継がれているため、本来の土地利用計画法の土地の規制立法による地価安定という純粋な問題解決のためのものだけでなく、それを拡大運用するおそれ、この内容の中には多分に残されていると考えるものであります。

かねてから政府・自民党による高度経済成長政策のひずみから起こる過密化現象が、社会資本の不足と相まって都市行政のおくれとなり、地価を高騰させている一方、農漁村地帯の過疎化現象となり、その荒廃を招いているのであります。わが

党は、これらを解決するためには、近視眼的な立場でなくして、土地、河川、都市、住宅、生活環境、都市交通等あらゆる面から総合的にこれを掌握し、従来の行政割拠主義を排除し、福祉優先等の新しい総合的視野に立脚した国土行政を強力に推進する国土省の設置の必要性を提唱してきたのであります。

かかる観点に立つて考えたとき、この国土庁設置法案及び修正案には、残念ながら賛成できないことを表明して、反対討論といたします。

○徳安委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

内閣提出、第七十一回国会開法第三号、国土総合開発庁設置法案及びこれに対する修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決をいたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 この際、小宮山重四郎君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同をもって、公務員の給与に関する件について決議を行なうべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から、本決議案の趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党各派共同提案に係る公務員の給与に関する件の決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

公務員の給与に関する件
昭和四十九年度における公務員給与の改定については、最近における諸般の情勢にかんがみ、政府は、その早期実施につき速かに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。
本決議案の趣旨につきましては、過日の本委員会における質疑を通じて明瞭でありますので、よろしく御賛同をお願いする次第であります。

○徳安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

公務員の給与に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって動議のごとく決しました。

この際、小坂総務局長から発言を求められておりますので、これを許します。小坂総務局長。

○小坂国務大臣 政府といたしましては、ただいまの御決議の趣旨を踏まえて十分検討してまいりたいと存じます。

○徳安委員長 次に、佐藤人事院総裁より発言を求められておりますので、これを許します。佐藤人事院総裁。

○佐藤(達)政府委員 本勧告の早期提出については、かねがね言明申し上げておりますとおりに十分努力いたします。

その他の点につきましても、御趣旨を体しまして検討をいたします。

○徳安委員長 おはかりいたします。

ただいまの決議を関係方面へ参考送付する等の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

